業務用モバイルルータ調達仕様書

1　件名

業務用モバイルデータ通信サービス及び端末の調達

2　目的

本市における職員の Chromebook の利用に当たっての通信手段として、低コストかつセキュアで安定した通信環境を構築するため、MVNO 等のモバイルデータ通信サービス及びモバイル Wi-Fi ルーター端末を一括調達するものとする。

3　納入期限及び履行期間

⑴　端末納入期限：原則として発注後１週間以内とし、メーカー在庫等の事情により遅れる場合は事前に協議のうえ決定する。

⑵　サービス履行期間：令和８年１２月の開通日から令和９年３月３１日まで（４か月間）なお、１２月分の費用の日割は不要とする。

4　納入場所

総合企画局デジタル化戦略推進室（住所：〒604-0931 京都府京都市中京区押小路通河原町西入榎木町４５０−２　消防庁舎 7 階）

5　モバイルデータ通信環境調達概要

⑴　調達内容

・モバイルデータ通信 SIM カード：１０枚
・モバイル Wi-Fi ルーター端末：１０台
・上記に係る付属品：AC アダプタ、USB 充電ケーブル、取扱説明書等

⑵　通信サービス及び端末仕様

受託者は、以下の要件を満たす通信サービス及び端末を提供すること。

ア　基本条件

納入する端末及び SIM カードは全て新品であること（中古品・再生品は不可）。また、端末は日本国内正規品であり、電波法に基づく技術基準適合証明（技適マーク）を取得していること。

イ　通信サービス要件

項目	仕様要件	備考・詳細説明
提供回線・エリア	NTT ドコモ、au、またはソフトバンクいずれかのキャリア回線網を利用し、本自治体管内全域で安定した通信が可能であること。	建物地下での利用可能性も踏まえ、電波が利用できる必要がある。

基本データ容量	「①1 回線あたり月 10GB の個別定額プラン（×10 回線）」または「② 全 10 回線で月 100GB 以上のパケットシェア定額プラン」のいずれかを提案すること。	当初契約額と費用額が変動しないように、固定額での提案とする。
容量超過後速度	月間容量超過時においても通信を全停止せず、最低 200kbps 以上の通信速度を維持すること。	低速化時でもテキストメール送受信および簡易 Web 閲覧が可能なこと。

ウ　ハードウェア・端末（モバイル Wi-Fi ルーター）要件

項目	仕様要件
対応通信規格	4G または 5G 回線に対応した SIM フリー端末であること。
稼働時間・バッテリー	バッテリー容量 1,600mAh 以上を有し、連続通信時間 7 時間以上であること
携帯性・質量	持ち出し業務に支障のない軽量コンパクト設計（質量約 200G 以下）であること。
対応バンド	NTT ドコモ・au・ソフトバンクの主要バンド（例：Band1/3/8/18/19/26）に対応していること。ただし、調達する回線が利用する主要バンドに対応していれば、全キャリアの全バンドを網羅する必要はない。

【参考適合端末モデル】富士ソフト FS040W 又はこれと同等以上の性能を有する製品であること。

エ　セキュリティ・運用管理要件

項目	仕様要件
紛失対応	万一の紛失時に、遠隔からの SIM カード無効化が可能であること
一括管理	Web 上の管理ページにて、全回線の利用量確認、開通・休止手続き、プラン変更が一元管理できること。

6　保守・サポート体制

納入後１年間のメーカー保証（センドバック方式等の標準的な預かり修理対応）が付帯していること。なお、故障修理期間中の代替機の貸出・手配は不要とする。

障害発生時及び設定問合せに対応する日本語による専用サポート窓口（電話及びWebフォーム等）を開設していること。

7　契約・費用及び会計要件

・支払方法：請求書払い（銀行振込）に対応すること。
・支払時期：毎月、当該月の請求書を作成し、本市に提出すること。（メールによる請求書提出も可とする）支払時期は、利用月の翌月末払いとする。
・初期費用内訳の明示：契約事務手数料及びSIMカード発行手数料の内訳を明確に見積もること。法人契約においてキャンペーンや各種割引コードの適用除外ルールが存在することを踏まえ、正当な見積内訳を提示すること。なお、手数料等の費用や、ルータ本体に関する費用は、最初の請求に含めること。
・解約・解約調整金条件：最低利用期間（１年間等）及び期間内解約における解約調整金等の条件を事前に明記すること。

8　コスト評価の視点

事業者選定にあたっては、単なる月額通信料のみならず、初期費用（事務手数料・SIM発行手数料）、端末購入費用、および契約期間の全体の総合コストを算出し、総合的に評価・選定を行うものとする。

9　その他

本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた事項については、発注者及び受注者が協議のうえ決定するものとする。